

## **【事案Ⅲ－１】自然災害共済金請求**

・2022年4月27日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、2018年9月の台風により自宅の一部が損壊したとして自然災害共済金を請求したが、被申立人が自然災害による損害は認められないとして共済金の支払いを拒否したことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は現場での確認を怠るという重大な職責違反を平然と行い、2018年9月の想定外の規模の大災害について、申立人の複数の被害箇所についてメンテナンス不備、経年劣化という見立てにより支払いを拒否するが、的はずれなので申立人に対し修繕にかかる見積書のとおり2,332,000円を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

(1) 2018年9月の台風の風雨により自宅家屋の屋根の一部が損壊し、3階バルコニーのすのこの一部が強風にあおられ樋の排水口をふさぎ、その為雨水が室内に侵入して、ひどい雨漏りが生じた。

すのこは全面に敷かれていたが、掃除しやすい様に細かく区分され取り外しが可能な仕様になっていた。被害再発を恐れ、徐々にチェーンソーで切ってゴミに出した残りの部分である。樋はバルコニーの左隅に位置する。被害箇所は次のとおりで、修理費用2,332,000円の見積提示を受けた。

- ① 雨樋破損、雨樋（堅樋）止め具破損、破風板破損
- ② 屋根外壁取り合い部材の浮き、屋根瓦ズレ・破損
- ③ 鎖樋
- ④ すのこ
- ⑤ 室内雨漏り・シミ

(2) 被申立人に共済金を請求したところ、現場を見にも来ないで「自然災害による損傷の事実は認められない」の一点張りで、建物鑑定士の写真鑑定書の開示を求めるも、一向に応じず、きわめて無礼な対応を取り続けるなど考えられない。

(3) 次の理由により、経年劣化・メンテナンス不備を理由とした被申立人の決定には不服である。

- ① 現場に足を運び被害を確認していないこと。事実認定なしの空論による決定。
- ② 想定外の災害には、メンテナンス不備、経年劣化といった原因は失当であること。
- ③ 「自然災害でない」とする被申立人の根拠が上記以外全く述べられていないこと。

## ＜共済団体の主張＞

### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人の主張する建物損害は、いずれも 2018 年 9 月頃発生 of 自然災害（以下、「本件台風」）によってもたらされたものとは解し難い。申立人提出の写真からは、本件台風起因する損害発生は認められない。
- (2) 被申立人としては、写真上から明らかな自然災害発生事実が認められなかったため、当初は現地立会による詳細確認の必要性が乏しいものと判断したが、申立人から現地確認を行わないことの不適切性に関する意見を頂いたため、現地確認を行う方針とし、電話にてその旨を申立人へ通知したところ、「被申立人による鑑定は辞退する。」旨の回答がされ、現在に至っている。
- (3) 本審査における審理充実を図る観点からは、まずは本件建物の損害の有無・内容に関する立会鑑定を実施し、その結果をも踏まえて今後の審理を進めるのが相当と考える。

## ＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

当審議会としては、台風到来時の現場の状況を知るよしもなく、事故発生後 3 年たってから提出された最近の写真を見て、申立人と被申立人の真っ向から対立する意見を審議しなければならないことから、独立した専門の第三者機関の公平な鑑定意見において明白な判断の誤りが認められない限りは、その意見に従うことが、当審議会のとりうる公正・妥当な扱いであるということで意見の一致をみた。

専門機関の意見によれば、本件各損害は、経年劣化等が原因となっており、本件共済が本来的に保障対象とする、台風・風災が直接的原因となっているものではない。したがって、当審議会は、この判断を是として、申立人の請求は認められないと結論づけるものである。